

(比較表 1) 診療経過の整理は誰が行うか？

	院内	院外の第三者	患者側弁護士・警察官
担い手	院内医療事故 調査委員会	第三者委員会型 の医療安全調査 委員会、原因分析 委員会	患者側代理人弁護士、捜 査担当警察官
典型例	近時の医療事故 調査制度	旧来の医療安全 調査委員会の原 案、10年前から の産科医療補償 制度の原因分析 委員会	民事医療過誤訴訟、医療 刑事捜査

(注) 前号に掲載された(比較表 1)と同一であるが、1ヶ所だけ、「患者側弁護士」という表現を「患者側代理人弁護士」に改めた。